

平成 26 年 3 月 30 日執行

上 田 市 長 選 挙

上田市議会議員一般選挙

# 立候補の手續等に関する資料

上田市選挙管理委員会

# は じ め に

平成26年3月30日に上田市長選挙並びに上田市議会議員一般選挙が行われます。

この選挙は、「公職選挙法」(昭和25年法律第100号)に基づき執行されるものです。

候補者及び選挙運動に携わるかたがたの御理解によって、明るく正しい選挙が行われるよう御協力をお願いします。

この『資料』は、公職選挙法等関係法令のなかから、立候補届出及び選挙運動等についての説明を記載したものです。

選挙に関する法律は複雑で多岐にわたっていますから、候補者及び関係者の皆様においては、この資料とは別に『地方選挙の手引き』等を参考にされて、関係法令を十分に研究していただき、誤りのない選挙運動をされますようお願いいたします。

なお、立候補届出及び選挙運動について不明な点がありましたら、選挙管理委員会にお問い合わせください。

平成26年3月

上田市選挙管理委員会

委員長 長谷川 忠 男

# 目 次

第1 立候補の届出等 .....	1
1 立候補の届出 .....	3
2 候補者届出書記載上の留意事項 .....	4
3 通称の使用 .....	11
4 供託 .....	13
5 選挙立会人の届出 .....	17
第2 選挙運動 .....	19
1 公営物品類の交付 .....	21
(1) 選挙運動用自動車の表示旗 .....	23
(2) 選挙運動用拡声機の表示旗 .....	23
(3) 街頭演説用標旗 .....	23
(4) 乗車用腕章 .....	23
(5) 街頭演説用腕章 .....	23
(6) 候補者用通常葉書使用証明書 .....	23
(7) 選挙運動用通常葉書差出票 .....	24
(8) 新聞広告掲載証明書 .....	24
2 選挙運動に関する届出等 .....	25
(1) 選挙事務所の届出 .....	25
(2) 個人演説会の開催申出（公営施設使用の場合） .....	29
(3) 出納責任者の届出 .....	32
(4) 収支報告書の提出 .....	32
(5) 報酬を支給する事務員、車上運動員及び手話通訳者の届出 .....	47
3 選挙運動費用の法定制限額 .....	50

第3 選挙公営	5 1
1 ポスター掲示場	5 3
2 選挙公報	5 4
第4 選挙運動費用の公営	5 7
1 選挙運動用通常葉書の郵送料の公費負担	5 9
2 選挙運動用自動車の使用に要する費用の公費負担	6 0
3 選挙運動用ポスター作成費の公費負担	7 4
4 選挙運動用ビラ作成費の公費負担（市長選挙のみ）	8 2

## 第 1 立候補の届出等



# 1 立候補の届出

届出日	平成26年3月23日(日) 午前8時30分から午後5時まで 受付の順序は、受付会場に到着した順とします。ただし、受付開始時刻前に到着した者が2人以上あるときは、くじで受付順を定めます。
届出先	選挙長に届け出てください。 受付は、上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁舎6階大会議室で行います。
届出方法	代理人が手続をすることはできますが、郵便による届出はできません。
届出書類	届出に必要な書類は、次のとおりです。 なお、ここでいう「規則」とは、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）のことです。 (1) 本人届出の場合 ア 候補者届出書（本人届出）（規則第19号様式）〔記載例1〕 イ 供託証明書 ウ 宣誓書（規則第19号様式の3）〔記載例3〕 エ 所属党派証明書（規則第19号様式の4）〔ただし、無所属の場合は不要〕 オ 戸籍の謄本又は抄本（戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書） カ 通称認定申請書（規則第19号様式の5）〔通称を使用する場合のみ必要〕 〔記載例6〕 (2) 推薦届出の場合 ア 候補者届出書（推薦届出）（規則第19号様式の2）〔記載例2〕 イ 候補者推薦届出承諾書（規則第16号様式の12）〔記載例4〕 ウ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（規則第16号様式の13）〔記載例5の申請書提出〕 エ 供託証明書 オ 宣誓書（規則第19号様式の3）〔記載例3〕 カ 所属党派証明書（規則第19号様式の4）〔ただし、無所属の場合は不要〕 キ 戸籍の謄本又は抄本（戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書） ク 通称認定申請書（規則第19号様式の5）〔通称を使用する場合のみ必要〕
印鑑の持参	立候補届出の際は、必ず候補者届出書（本人届出・推薦届出）に押した印鑑を持参してください。

## 2 候補者届出書記載上の留意事項

記載の文字	候補者届出書は、楷書 <sup>かい</sup> で正確に記載してください。 数字は、算用数字を使用してください。
候補者の氏名	候補者の氏名は、戸籍簿に記載されている氏名を記載しなければなりません。 ただし、次の場合には、戸籍簿に記載されている氏名により記載したものとして取り扱われます。 (1) 対応する常用漢字等に更正する場合 戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表又は人名用漢字別表に掲げる字体（以下「通用字体」という。）と異なる字体によって記載されているものを、その対応する通用字体に更正して記載する氏名 (例) 榮 → 栄、廣 → 広、櫻 → 桜、澤 → 沢、實 → 実 壽 → 寿、瀧 → 滝 (2) 誤字・俗字を正字に更正する場合 戸籍簿に記載されている氏名が誤字又は俗字である場合に、これを正字に更正して記載する氏名 (例) 嶋 → 島、冨 → 富、崎 → 崎 (3) 変体かなをひらがなに更正する場合 戸籍簿に記載された氏名が変体かなである場合に、これをひらがなに更正して記載する氏名 (例) ゑ → え (4) 旧仮名遣いを現代仮名遣いに更正する場合 戸籍簿に記載された氏名が旧仮名遣いの文字である場合に、これを現代仮名遣いに更正して記載する氏名 (例) カナヘ → カナエ、きやう子 → きょう子 けふ子 → きょう子
本籍	戸籍謄本又は抄本に記載されているとおりに記入してください。
住所	住所は「長野県」から書き、住民票の住所の記載のとおり正確に記入してください。
生年月日	年齢は、選挙期日（平成26年3月30日）現在における、満年齢を記入してください。
党派	所属党派証明書に記載してある政党（政治団体）名を記入してください。

無所属の人は、無所属と記入してください。

職 業

職業は、なるべく具体的に記入し、兼業職が禁止されている職にある者については、その職名を記載してください。

(例) ○ 何々市嘱託員 × 公務員

届出事項の  
異 動

候補者届出書に記載した事項に異動が生じた場合には、直ちに選挙長に届け出て  
ください。

〔記載例1〕

(公選施行規則)  
第19号様式

## 上田市議会議員一般選挙候補者届出書 (本人届出)

ふりがな 候補者	うえだ たらう 上田 太郎	性別	男
本籍	長野県上田市甲町123番地		
住所	長野県上田市 甲町1丁目1番1号	年齢は選挙期日の平成26年3月30日現在の満年齢を記入する。	
生年月日	昭和18年6月1日 (満70歳)		
党派	無所属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.city.ueda.nagano.jp		
選挙	平成26年3月30日執行	上田市議会議員一般選挙	
添付書類 (注)添付不用の場合は、=線で抹消し押印のこと	1 供託証明書 2 宣誓書 3 <del>所属党派(政治団体)明書</del> 4 戸籍の謄本又は抄本 (戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書)		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

平成26年3月23日

氏名 上田太郎 (上田)

上田市議会議員一般選挙  
(届出先)

選挙長 長谷川 忠 男

備考

- 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 3 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

〔記載例 2〕

(公選施行規則)  
第19号様式の2)

## 上田市議会議員一般選挙候補者届出書 (推薦届出)

ふりがな 候補者	うえだ たらう 上田 太郎	性別	男
本籍	長野県上田市甲町123番地		
住所	長野県上田市 甲町1丁目1番1号		
生年月日	昭和18年6月1日 (満70歳)		
党派	無所属	職業	農業
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.city.ueda.nagano.jp		
選挙	平成26年3月30日執行 上田市議会議員一般選挙		
添付書類 (※添付不用の場合は、=線で抹消し押印のこと)	1 候補者の承諾書 2 選挙人名簿登録証明書 3 供託証明書 4 宣誓書 <del>5 所属党派(政治団体)明書</del> 6 戸籍の謄本又は抄本 (戸籍の全部事項証明書又は一部事項証明書)		

上記のとおり推薦届出をします。

平成26年3月23日

推薦届出者	住所 氏名	長野県上田市 甲町2丁目2番2号 長野次郎 (長野) 昭和15年1月1日生
推薦届出者	住所 氏名	長野県上田市 年 月 日生 (印)
推薦届出者	住所 氏名	長野県上田市 年 月 日生 (印)
推薦届出者	住所 氏名	長野県上田市 年 月 日生 (印)

上田市議会議員一般選挙  
(届出先)

選挙長 長谷川 忠 男

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

〔記載例3〕

(公選施行規則)  
第19号様式の3)

## 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

平成26年3月23日

住所 長野県上田市 甲町1丁目1番1号

氏名 上 田 太 郎



〔記載例4〕

(公選施行規則)  
第16号様式の12)

## 候補者推薦届出承諾書

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における候補者となる  
ことを承諾します。

平成26年3月23日

住所 長野県上田市 甲町1丁目1番1号

候補者

氏名 上田太郎 (上田)

推薦届出者

長野次郎様

## 選挙人名簿登録証明申請書

住所 上田市 甲町2丁目2番2号

氏名 長野次郎

上記の者が本市 甲町2丁目2番2号 において平成26年3月  
12日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明してください。

使用目的 平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙に  
おいて候補者推薦届に添付のため。

平成26年3月12日

申請者 住所 上田市甲町2丁目2番2号

氏名 長野次郎 (長野)

上田市選挙管理委員会  
(申請先)

委員長 長谷川 忠 男

### 3 通称の使用

通称使用の  
申請

戸籍簿に記載された氏名以外の呼称（通称）を有しており、それが戸籍簿に記載された氏名の代わりに広く通用している場合には、選挙長の認定を受けたうえで、戸籍簿に記載された氏名に代えて、通称を使用することができます。

この場合には、立候補の届出と同時に通称認定申請書（記載例6）を提出してください。なお、通称認定申請書は、候補者届出書に添えて提出しなければ無効になりますから注意してください。

申請者

通称使用の申請者は候補者に限られます。推薦届出の場合にも、通称使用の申請は候補者本人が行うこととなりますから、候補者名で申請してください。

説明及び資料  
提示

通称使用の申請がありますと、その通称が戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているかどうかを確認するために説明をしていただきます。その際、このことを証明できる資料の提出を求めますから、公の機関が発行した書類、送達された手紙又は葉書等の信書、著書等その実績を示すものを持参してください。

説明及び資料の  
提示を要しない  
場合

戸籍の氏名を通常の読みに従ってひらがな又はカタカナ書きとする場合及び戸籍簿に記載された氏名が常用漢字表又は人名用漢字別表にない文字であるため、その読みに従って常用漢字又は人名用漢字に当てて使用する場合にも、通称認定申請書の提出は必要です。この場合には、説明及び資料の提示は不要です。

通称使用が  
認定された  
場合

通称認定申請書を提出して選挙長から認定書が交付されると、次の事項については、氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、戸籍簿に記載されている氏名の文字は使用されません。

- (1) 立候補届出等の告示
- (2) 期日前投票記載所の氏名等の掲示
- (3) 記号式投票の投票用紙（市長選挙の場合のみ）
- (4) 投票記載所の氏名等の掲示（市議会議員一般選挙の場合のみ）
- (5) 選挙公報
- (6) 新聞広告

なお、通称使用の認定がなされ、告示された後は撤回ができませんから御注意ください。

〔記載例 6〕

(公選施行規則  
第19号様式の5)

## 通 称 認 定 申 請 書

ふりがな  
候 補 者    うえ    だ    た    ろう  
                 上   田   太   郎

ふりがな  
呼       称    うえ    だ    た    ろう  
                 上   田   太   郎

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

平成26年3月23日

住所 上田市甲町1丁目1番1号

候補者

氏名 上 田 太 郎 (上田)

上田市議会議員一般選挙

(申請先)

選挙長 長谷川 忠 男

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

## 4 供 託

供託場所	長野地方法務局上田支局 住所 上田市踏入一丁目3番29号 電話 0268-23-2001
供託金	市長選挙の候補者……………金100万円 市議会議員一般選挙の候補者……………金 30万円 (注) 供託金については、現金又は振替国債で納めることとなりますが、振替国債については手続きに1週間程度かかる場合がありますので、利用される方は早めに供託所に相談してください。
供託手続	(1) 供託すべき者（供託者） ア 本人届出の場合 候補者本人 イ 推薦届出の場合 推薦届出者（複数の場合には、そのうちの1人） (注) 本人届出の場合に第三者が供託したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託をしても効力がありません。 (2) 供託所に備え付けの専用用紙で手続を行います（20～30分程度）。 現金で供託される方は、供託書と払込書が渡されますので、八十二銀行上田支店で入金してください。
供託書の記載例	本人届出の場合は「記載例7」、推薦届出の場合は「記載例8」のとおりです。 なお、次の点には特に注意してください。 (1) 供託者の氏名は、戸籍に記載されている氏名を記載してください。 (2) 供託者の住所は、住民票のとおり記載してください。
供託物の返還	候補者の得票数が供託物没収点を越えた場合、無投票当選の場合等には供託物の返還を請求できます。供託金払渡請求書を記載の上、選挙長発行の供託原因消滅証明書を添付して供託所に提出してください。（記載例9）  御不明な点については、長野地方法務局上田支局にお問い合わせください。





# 供託金払渡請求書

請求年月日	平成26年4月21日	係員印	受付	調査	照合	交付	元帳	
請求所の表示	長野地方法務局上田支局	受付番号	第 号	第 号	平成 年 月 日	元帳	元帳	
請求者の住所氏名印	<p>長野県上田市中央西二丁目3番13号</p> <p>法 務 太 郎 (印)</p> <p>(代理人による請求のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。)</p>	払渡請求事由及び 還付取戻の別	1 供託受諾 2 担保権実行 3	1 供託不受諾 2 供託原因消滅 3	1 隔地払 銀行 店 振込先 ○○ 銀行 上田 支店 預貯金の種別 (普通)・当座・通知・別段 受取人 2 国庫金振替 預貯金口座番号 77777777 預貯金口座名義 人(かな書き) ほうむたろう	1 隔地払 銀行 店 振込先 ○○ 銀行 上田 支店 預貯金の種別 (普通)・当座・通知・別段 受取人 2 国庫金振替 預貯金口座番号 77777777 預貯金口座名義 人(かな書き) ほうむたろう	1 隔地払 銀行 店 振込先 ○○ 銀行 上田 支店 預貯金の種別 (普通)・当座・通知・別段 受取人 2 国庫金振替 預貯金口座番号 77777777 預貯金口座名義 人(かな書き) ほうむたろう	1 隔地払 銀行 店 振込先 ○○ 銀行 上田 支店 預貯金の種別 (普通)・当座・通知・別段 受取人 2 国庫金振替 預貯金口座番号 77777777 預貯金口座名義 人(かな書き) ほうむたろう
供託番号	元本金額	利息を付す期間	利息金額	備考				
平成25年度金第250号	1,000,000円	年 月 日 から 年 月 日まで	円					
年度金第 号		年 月 日 から 年 月 日まで						
年度金第 号		年 月 日 から 年 月 日まで						
年度金第 号		年 月 日 から 年 月 日まで						
元本合計額	¥ 1 0 0 0 0 0 0 0	上記金額を受領しました。	平成 年 月 日	元	件	利	計	

(印) 「元本合計額」の冒頭に〒記号を記入し、又は押印すること。

平成 年 月 日  
 受取人氏名 (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印)

## 5 選挙立会人の届出

開票事務と 選挙会事務	上田市長選挙及び上田市議会議員一般選挙は、開票事務と選挙会事務を合同して行います。
選挙立会人	上田市長候補者及び上田市議会議員候補者は、選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙長に届け出ることによって、選挙会に立ち会わせることができます。
選挙立会人の届出	選挙立会人となるべき者の届出書（記載例10）に本人の承諾書（記載例11）を添えて、3月27日（木）〔投票日の3日前〕午後5時までに上田市選挙管理委員会に届けてください。
選挙立会人の選定	<p>(1) 届出のあった立会人が各選挙10人を超えないとき。 いずれも立会人になりますが、その中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、その者の中からくじで定めた者2人を立会人とします。</p> <p>(2) 届出のあった立会人が各選挙10人を超えるとき。 届出のあった者の中からくじで10人を定めます。さらに、その中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、その者の中からくじで定めた者2人を立会人とします。</p> <p>(3) 立会人を定めるくじは、選挙長が行います。 なお、このくじに立ち会うことができます。 くじを行う日時と場所は次のとおりです。 ア 日時 3月27日（木）午後5時30分から イ 場所 旧上田市福社会館3階選挙管理委員会室</p>

〔記載例10〕

(公選施行規則)  
(第14号様式)

## 選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所 上田市 甲町3丁目3番3号

氏 名 長 野 花 子

昭和21年 1 月 1 日生

選 挙 平成26年3月30日執行 上田市議会議員一般選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

平成26年3月25日

上田市議会議員一般選挙候補者

(党派 無所属 ) 氏 名 上 田 太 郎

Ⓢ

上田市議会議員一般選挙

(届出先)

選挙長 長谷川 忠 男

〔記載例11〕

(公選施行規則)  
(第15号様式)

## 承 諾 書

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

平成26年3月25日

住 所 上田市 甲町3丁目3番3号

氏 名 長 野 花 子

Ⓢ

候補者 上 田 太 郎 様

## 第 2 選 拳 運 動



# 1 公営物品類の交付

公営物品類  
等の交付

候補者届出書が受理された後、次の物品を交付しますから、内容を確認して受領してください。

なお、標旗、腕章類の候補者氏名欄は記載してありませんから、候補者の氏名を記入して使用してください。

種 別	数 量
選挙運動用自動車・船舶表示旗	1
選挙運動用拡声機表示旗	1
街頭演説用標旗	1
自動車・船舶の乗車（船）用腕章	4
街頭演説用腕章	11
候補者用通常葉書使用証明書	1
選挙運動用通常葉書差出票	市長40・市議10
新聞広告掲載証明書	2
選挙事務取扱期日・期間一覧表	1

公営物品の  
再交付

公営物品を紛失又は破損したため、再交付を受けようとする場合には、次の手続をしてください。

## (1) 紛失

遺失届を警察に提出し、紛失の年月日、場所、理由、遺失届証明書を添えて再交付申請書により申請してください。

## (2) 破損

破損した現物を添えて、再交付申請書により申請してください。

◎下記の選挙公営物品にそれぞれ立候補者氏名を記入して使用してください。

(自動車の表示)

第○号 候補者 上田太郎 平成二十六年三月三十日執行 上田市議会議員一般選挙 選挙用自動車 上田市選挙管理委員会
---

備考

- 1 寸法は、おおむね縦48字横28字とする。
- 2 白布へ赤色文字とする。

(拡声機の表示)

第○号 候補者 上田太郎 平成二十六年三月三十日執行 上田市議会議員一般選挙 選挙用拡声機 上田市選挙管理委員会
---

備考

- 1 寸法は、おおむね縦48字横28字とする。
- 2 白布へ緑色文字とする。

(街頭演説用標旗)

第○号 平成二十六年三月三十日執行上田市議会議員一般選挙候補者 上田太郎 街頭演説 上田市選挙管理委員会
---

備考

- 1 寸法は、おおむね縦120字横37字とする。
- 2 白布へ赤色文字とする。

(乗車用腕章)

第○号 候補者 上田太郎 乗車証 No.○ 上田市選挙管理委員会	平成二十六年三月三十日執行 上田市議会議員一般選挙
---	------------------------------

備考

- 1 寸法は、おおむね縦10字横35字とする。
- 2 白布へ赤色文字とする。

(街頭演説用腕章)

第○号 候補者 上田太郎 選挙運動員 No.○ 上田市選挙管理委員会	平成二十六年三月三十日執行 上田市議会議員一般選挙
---	------------------------------

備考

- 1 寸法は、おおむね縦10字横35字とする。
- 2 白布へ黒色文字とする。

### (1) 選挙運動用自動車の表示旗

この表示旗は、主として選挙運動のために使用される自動車の前面の見やすい箇所に掲示します。選挙運動用自動車を使用中は、常に掲示しておかなければなりません。

なお、選挙運動のために使用する自動車の種類には、次の制限があります。

- ア 乗車定員 4 人以上10人以下の小型自動車
- イ 四輪駆動式の自動車で、車両重量 2 トン以下のもの
- ウ 乗車定員10人以下の乗用自動車

このほか、道路交通法等の取締関係法令の規制を受けることになりますから御注意ください。

例えば、乗用自動車に看板を取り付けるときは、看板自体に公職選挙法の制限があるほか、その取り付け方によっては、道路交通法に違反するおそれもありますから、警察署に看板等を掲示した実物を見せて、その指示を得ておくことが適切です。

### (2) 選挙運動用拡声機の表示旗

この表示旗は、主として選挙運動のために使用される拡声機の使用中に、送話口の下部等見やすい箇所に掲示しておかなければなりません。

### (3) 街頭演説用標旗

街頭演説を行うときには、必ずこの標旗を掲げておかなければなりません。

### (4) 乗車用腕章

選挙運動用自動車に乗る者は、必ずこの腕章を着けなくてはなりません。ただし、候補者及び運転手（1人に限る。）は着ける必要はありません。なお、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使えます。

### (5) 街頭演説用腕章

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人を超えてはいけません。しかもこれらの者は、一定の腕章を着けていなければなりません。乗車用腕章（4枚交付）をそのまま街頭演説用腕章としても使用することができますから、街頭演説用腕章は候補者1人につき11枚を交付します。

街頭演説において選挙運動に従事する者は、いずれかの腕章を着けなければなりません。

### (6) 候補者用通常葉書使用証明書

ア 候補者用通常葉書使用証明書を、選挙運動期間中に日本郵便株式会社 上田郵便局に提示し、かつ、受領書を提出すれば、選挙用の表示をしてある会社製葉書が無料で交付されます。

イ 手持ちの私製葉書又は会社製葉書を用いる場合には、前記 上田郵便局にこの証明書を提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。なお、会社製葉書を用いる場合は、その料額印面（50円）は無効となりますので、私製葉書を用いる事をお勧めします。

## (7) 選挙運動用通常葉書差出票

選挙運動用通常葉書を発送するときは、選挙運動用通常葉書差出票を添えて、前記 上田郵便局の窓口に出さなければなりません。

なお、手続等の詳細については「第4 選挙運動費用の公営」の項(59ページ)を参照してください。

## (8) 新聞広告掲載証明書

候補者は、選挙運動の期間中、いずれか一つの新聞に2回、自己の選挙運動のために、有料で広告をすることができます。

広告掲載の手続は、新聞広告掲載証明書を、希望する新聞社へ、広告原稿とともに提出してください。

証明書2枚を交付しますから、1回につき1枚使用してください。

広告のスペースは、横9.6センチメートル、縦二段組以内であって、掲載の場所は記事下に限られ、色刷りは認められません。

広告は、候補者でなければできませんが、その内容は自由で、候補者の写真、政見等はもとより第三者の推薦文を入れることもできます。

## 2 選挙運動に関する届出等

### (1) 選挙事務所の届出

設置者	<p>選挙事務所を設置することができるのは、候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限られます。</p> <p>なお、推薦届出者が設置するときは、候補者の承諾が必要です。</p>
設置数	<p>設置は、1箇所に限られます。</p>
移動	<p>選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。</p>
設置及び 異動届	<p>立候補届出後、選挙事務所を設置したとき及び異動したときは、直ちにその旨を、選挙事務所設置（異動）届〔記載例12・13〕により、上田市選挙管理委員会へ届け出てください。</p> <p>なお、設置者が推薦届出者であるときは、候補者の選挙事務所設置（異動）承諾書〔記載例14〕の添付が必要です。さらに、推薦届出者が数人いるときは、推薦届出代表者証明書の添付も必要です。</p>

## 選挙事務所設置(異動)届

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠 男

候補者氏名 上 田 太 郎

上田

(推薦届出者)

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙事務所を下記のとおり設置(異動)しました。

1 選挙事務所所在地	上田市 甲町1丁目2番3号
建物の名称	上田ビル 1階
電話番号	23局 5438番
2 旧選挙事務所所在地	※
3 設置(異動)年月日	平成26年3月23日
4 候補者氏名	上田太郎

(備考)

- 1 推薦届出者が設置(異動)した場合は、選挙事務所設置(異動)承諾書(様式第84号)を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書(様式第85号)を添付すること。
- 3 ※印欄は、異動のときだけ記入すること。

## 選挙事務所設置 (~~異動~~) 届

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠 男

~~候補者氏名~~ 長野 次郎 (長野)  
(推薦届出者)

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙事務所を下記のとおり設置 (~~異動~~) しました。

1 選挙事務所所在地	上田市 甲町1丁目2番3号
建物の名称	上田ビル1階
電話番号	23局 5438番
2 旧選挙事務所所在地	※
3 設置 ( <del>異動</del> ) 年月日	平成26年3月23日
4 候補者氏名	上田太郎

(備考)

- 1 推薦届出者が設置 (~~異動~~) した場合は、選挙事務所設置 (~~異動~~) 承諾書 (様式第84号) を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書 (様式第85号) を添付すること。
- 3 ※印欄は、異動のときだけ記入すること。

〔記載例14〕  
(選挙取扱規程)  
様式第84号

## 選挙事務所設置 (異動) 承諾書

平成26年 3 月 23 日

推薦届出代表者

長 野 次 郎 様

候補者 上 田 太 郎



平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における選挙事務所を下記のとおり設置 (異動) することを承諾します。

1 選挙事務所所在地	上田市 甲町1丁目2番3号
2 旧選挙事務所所在地	※上田市

(備考)

※印欄は、異動のときだけ記入すること。

## (2) 個人演説会の開催申出（公営施設使用の場合）

個人演説会	<p>個人演説会を開催できるのは、候補者に限られています。</p> <p>個人演説会には、公営施設を使用して行うものと、それ以外の施設を使用して行うものがあります。</p> <p>公営施設を使用して行う場合には、上田市選挙管理委員会に申し出なければなりません。（公営施設以外で行う場合は、届出不要）</p>
公営施設 使用の個 人演説会	<p>公営施設使用の個人演説会とは、次の施設を使用して行うものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 学校及び公民館（社会教育法の規定により設置した公民館）</li><li>イ 地方公共団体が管理する公会堂</li><li>ウ ア、イのほか、上田市選挙管理委員会が指定する施設（次ページのとおり）</li></ul>
申出手続	<p>公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、開催すべき日2日前の午後5時までに、個人演説会開催申出書（記載例15）により、上田市選挙管理委員会に申し出てください。（3月25日（火）から開催可能）</p>
回数	<p>選挙運動費用の範囲内で行う限り、何度でも開催できます。</p>
使用料	<p>公営施設の使用料は、候補者1人について、同一施設ごとに1回に限り無料です。</p>
施設の使用 時間等	<p>公営施設を使用する個人演説会は、1回につき5時間以内とされています。</p> <p>この時間には、準備及び後片付けも含まれますから御注意ください。</p>

# 公 営 施 設 一 覧

施 設 名	所 在 地	施設管理者等	電話番号
上 田 市 相 染 閣	上田市別所温泉58番地	別所温泉観光協会	38-2100
上 田 創 造 館	上田市上田原1640番地	上田地域振興事業団	23-1111
上田勤労者福祉センター	上田市中心四丁目9番1号	◇	24-7363
上田市下堀コミュニティセンター	上田市国分1629番地	下堀自治会	
上田市まほろばの里交流会館	上田市殿城995番地1	矢沢自治会	
上田市古戦場公園コミュニティセンター	上田市下之条600番地	下之条自治会	
上田市下室賀コミュニティセンター	上田市下室賀1877番地1	下室賀自治会	
上田市東塩田老人集会場	上田市古安曾1860番地	東塩田地区自治会連合	
上田市別所温泉センター	上田市別所温泉1723番地1	別所温泉自治会連合会	
上田市室賀生活改善センター	上田市下室賀1717番地1	下室賀自治会	
上田市農村環境改善センター	上田市芳田1261番地2	館 長	35-2840
上田市塩田構造改善センター	上田市富士山3349番地1	富士山中組自治会	
上田市多目的研修集会施設前山会館	上田市前山412番地2	東前山自治会	
上田市室賀基幹集落センター	上田市上室賀1423番地1	上室賀自治会	
上田市東部地区防災センター	上田市常田二丁目30番20号	センター管理運営委員会	
上田市川辺・泉田地区防災センター	上田市福田30番地4	◇	
上田市南部地区防災センター	上田市天神二丁目1番24号	◇	
上田市川西地区防災センター	上田市岡1302番地	◇	
上田市城下地区防災センター	上田市御所288番地4	◇	
上田市鹿教湯温泉交流センター	上田市鹿教湯1434番地2	鹿教湯温泉観光協会	
上田市真田総合福祉センター(体育館)	上田市長7190番地	上田市社会福祉協議会	72-2998

備考 個人演説会の開催に関する問い合わせは選挙管理委員会へ、設備に関する問い合わせは各施設へしてください。

〔記載例15〕  
(選挙取扱規程)  
様式第112号

## 個人演説会開催申出書

平成26年3月24日

上田市選挙管理委員会  
(申出先)

委員長 長谷川 忠男

住所 上田市 甲町1丁目1番1号  
候補者 (電話22局4100番)  
氏名 上田 太郎

上田

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙につき、下記のとおり個人演説会を開催したいから申し出ます。

開催日時	3月26日 午後6時00分から 午後9時00分まで
使用する施設の名称	上田市 ○ ○ 公民館
当該選挙において、既にこの施設を使用した日時	・ ・ ・ ・

### (3) 出納責任者の届出

出納責任者の選任届出	<p>出納責任者を選任するのは、候補者又は推薦届出者です。</p> <p>出納責任者を選任したときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は、出納責任者選任届（記載例16・17）によって直ちに上田市選挙管理委員会に届け出なければなりません。</p> <p>推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、届出書に候補者の出納責任者選任承諾書（記載例18）を添付しなければなりません。さらに、推薦届出者が数人いるときは、推薦届出代表者証明書の添付も必要です。</p>
最高支出額	<p>出納責任者の選任者（自ら出納責任者となった者は除く。）は、文書（最高支出額署名書〔記載例19・20〕）で出納責任者の支出できる最高金額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません。</p>
異 動 届	<p>出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちに「出納責任者異動届」を上田市選挙管理委員会に提出しなければなりません。解任又は辞任による異動の場合には、解任又は辞任の通知のあったことを証明する書面を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者が解任した場合には、併せて候補者の出納責任者解任承諾書を添付しなければなりません。</p>
出納責任者の職務代行	<p>出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者がその職務を代行します。この場合には、出納責任者職務代行届を提出しなければなりません。</p> <p>職務代行をやめたときも出納責任者職務代行届で届け出てください。</p>
郵便による届 出	<p>出納責任者に関する届出書類を郵便で差し出す場合には、引受時刻証明の扱いでこれを郵便局に託したときをもって、届出があったものとみなします。</p>

### (4) 収支報告書の提出

収支報告書の提出	<p>出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及び他の収入並びに支出に関する事項を記載した収支報告書を選挙終了後に上田市選挙管理委員会に提出しなければなりません。</p> <p>収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面の写しを添付することが必要です。</p> <p>なお、領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（記載例23）を添付してください。</p>
----------	--

提出期限は次のとおりです。

ア 告示日前から選挙期日後の間になされた収支については、これを併せて精算して、選挙の期日から15日以内（平成26年4月14日午後5時まで）に提出してください。

イ アの届出後の収支については、その収入又は支出があった日から7日以内に提出してください。

収支報告書

上田市選挙管理委員会は提出された収支報告書の要旨を公表します。

また、収支報告書は、上田市選挙管理委員会が受理した日から3年間保存され、この間は閲覧に供されます。

帳簿・書類  
等の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を収支報告書提出の日から3年間保存してください。

## 出納責任者選任届

平成26年 3 月 23 日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠男

住 所 上田市 甲町1丁目1番1号

氏 名 上 田 太 郎 (上田)

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙の出納責任者を下記のとおり選任しました。

### 記

- 1 候補者氏名 上 田 太 郎
- 2 出納責任者
  - (1) 氏 名 長 野 花 子
  - (2) 住 所 上田市 甲町3丁目3番3号
  - (3) 職 業 農 業
  - (4) 生年月日 昭和 19 年 1 月 1 日
- 3 選任年月日 平成 26 年 3 月 23 日

- (備考) 1 推薦届出者が選任する場合は、候補者の出納責任者選任承諾書(様式第125号)を添付すること。  
2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書(様式第85号)を添付すること。  
3 出納責任者を異動した場合は、直ちにその旨届け出ること。

## 出納責任者選任届

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠男

住 所 上田市 甲町2丁目2番2号

氏 名 長 野 次 郎 (長野)

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙の出納責任者を下記のとおり選任しました。

### 記

- 1 候補者氏名 上 田 太 郎
- 2 出納責任者
  - (1) 氏 名 長 野 花 子
  - (2) 住 所 上田市 甲町3丁目3番3号
  - (3) 職 業 農 業
  - (4) 生年月日 昭和 19 年 1 月 1 日
- 3 選任年月日 平成 26 年 3 月 23 日

- (備考) 1 推薦届出者が選任する場合は、候補者の出納責任者選任承諾書(様式第125号)を添付すること。  
2 推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書(様式第85号)を添付すること。  
3 出納責任者を異動した場合は、直ちにその旨届け出ること。

## 出納責任者選任承諾書

平成26年 3 月23日

推薦届出者

長野次郎様

上田市議会議員一般選挙

候補者 上田太郎



平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙において 長野花子  
を出納責任者として選任することを承諾します。

## 最 高 支 出 額 署 名 書

平成26年 3 月 23 日

選 任 者

(署 名) 上 田 太 郎 (上田)

出納責任者

(署 名) 長 野 花 子 (長野)

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における候補者

上 田 太 郎 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、下記のとおりとする。

記

金 ○, ○○○, ○○○ 円

立候補届出の際に、会場に掲示された金額以下を記入する。

## 最高支出額署名書

平成26年3月23日

選任者

(署名) 長野次郎 (長野)

出納責任者

(署名) 長野花子 (長野)

平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙における候補者

上田太郎 の出納責任者が支出することのできる最高金額は、下記のとおりとする。

### 記

金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

立候補届出の際に、会場に掲示された金額以下を記入する。

## 選挙運動費用収支報告書の記載方法

### 1 収入の部〔記載例21〕

- (1) 一件1万円を超えるものについては、各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載します。後者の場合には寄附者数等の件数を備考欄に記載してください。

なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。
- (2) 「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。その他の収入とは、自己資金、借入金等の寄附金以外の収入をいいます。
- (3) 精算届出後の報告書には、前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- (4) 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載してください。
- (5) 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- (6) 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。
- (7) 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

### 2 支出の部〔記載例22〕

- (1) 「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記します。
- (2) 精算届出後の報告書には、前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- (3) 次の項目を設けて、項目ごとに記載して小計を出してください。

ア 人件費    イ 家屋費 (ア)選挙事務所費、(イ)集合会場費等  
ウ 通信費    エ 交通費    オ 印刷費    カ 広告費    キ 文具費  
ク 食糧費    ケ 休泊費    コ 雑費
- (4) 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは消費したときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に時価に見積った金額を記載し、そのつどあわせて合計を記載してください。

この場合には、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別の行に記載します。
- (5) 支出が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- (6) 「支出の目的」欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

い。

(7) 支出の内金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

(8) 選挙運動費用に算入されないもの

ア 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者の行った支出又はその者と意思を通じて行った支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じて行った支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する車等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（借上料、ガソリン代、運転手の雇用料等）

なお、選挙運動用自動車に備え付ける看板作製取付料及びスピーカー借上代は、選挙運動費用に算入されます。

### 3 事 例

(1) 労務の無償提供は、寄附となり、収入に計上するとともに、支出においても人件費に算入されます。

(2) 選挙事務所に電話を架設するに要した費用は選挙事務所費に、電話の借上料は通信費に算入されます。

(3) 選挙事務所の無償提供は寄附となり収入に計上するとともに、選挙事務所費に算入されます。

(4) 政党が候補者に交付する公認料は寄附となります。

(5) 供託料は選挙運動費用に算入されません。

(6) 公営とされている選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ（市長選挙のみ）作成の経費は、収入として算入する必要はありませんが、選挙運動費用として支出に算入されます。

(7) 選挙運動用通常葉書の送料は選挙運動費用に算入されませんが、印刷費、筆耕料等は支出に算入されます。



(公職施行規則)  
第31号様式

収入の部(丙)

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
		円					
計	寄 附	680000					
	その他 の収入	1,800000					
	計	2,480000					
前 回 計	寄 附						
	その他 の収入						
	計						
総 額	寄 附	680000					
	その他 の収入	1,800000					
	計	2,480000					

参 考	選挙運動用ポスター作成公費負担額 343,086円 @542×633枚
-----	-------------------------------------

〔記載例22〕  
 (公職施行規則)  
 第31号様式)

5 支出の部 (甲)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
人件費	円							
3月〇日	20000	選挙運動	事務員報酬	A市D町1番地	B山L二	会社員		1日 10,000円×2日
〃月〇日	75000	〃	車上運動員報酬	〃 F町7番地	E野O子	学 生		1日 15,000円×5日
〃月〇日	50000	〃	労務者報酬	〃 D町5番地	P山P造	無 職		1日 10,000円×5日
〃月〇日	10000	〃	〃	〃 C町6番地	甲山乙次	会社員	1日10,000円	
小 計	155000							
家屋費 (選挙事務所費)								
3月〇日	30000	立候補準備	事務所借上料	A市B町50番地	乙山丙夫	会社員		光熱水費含め1日 15,000円×2日
〃月〇日	8000	〃	備品借上料	〃 E町5番地	乙川二郎	会社社長	机4、椅子20、1 日4,000円×2日	
〃月〇日	144000	選挙運動	事務所借上料	〃 C町1番地	K野男	商 業		1日 18,000円×8日
小 計	182000							
家屋費 (集合会場費)								
3月〇日	3000	選挙運動	演説会場借上料	A市C町2番地	M野C一	C町青年会長		C町青年会館
小 計	3000							
通信費								
3月〇日	3520	立候補準備	電話度数料	A市B町50番地	乙山丙夫	会社員		2日分
〃月〇日	21000	選挙運動	電話度数料	〃 C町1番地	K野A男	商 業		6日分
小 計	24520							
交通費								
3月〇日	2380	選挙運動	労務者賃車	A市D町5番地	P山P造			C町~D町間 実費弁償
小 計	2380							
印刷費								
3月〇日	385000	立候補準備	ポスター印刷代	H市P町100番地	T・K印刷所			1枚 550円×700枚
〃月〇日	165400	選挙運動	葉書印刷代	A市T町4番地	O・F印刷所			1枚80円×2,000枚 写真版5,400円
小 計	550400							
広告費								
3月〇日	38000	立候補準備	事務所看板代	A市E町43番地	S野看板店			
〃月〇日	126000	選挙運動	拡声機借上料	〃 E町123番地	J川四郎	電 機 器具商	1日 18,000円×7日	
〃月〇日	90000	〃	新聞広告料	〃 R町5番地	A T新聞社			1回 45,000円×2回
小 計	254000							



(公職施行規則)  
第31号様式

5 支出の部 (乙)

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出	489640						
	計	741750						
前 回 計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計	1,231390						
総 額	立候補準備のための支出	489640						
	選挙運動のための支出	741750						
	計	1,231390						
支出のうち公費負担相当額	項 目		単 価 (A)	枚 数 (B)	金額(A)×(B)=(C)			
	選挙運動用通常葉書の作成		円	枚	円			
	ビラの作成		円	枚	円			
	ポスターの作成		542円	633枚	343,086円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		円	枚	円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		円	枚	円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		円	枚	円			
	計				343,086円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

平成26年4月10日

出納責任者 住 所 甲町3丁目3番3号  
氏 名 長 野 花 子

長野

備 考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金・その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第30号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。



## (5) 報酬を支給する事務員、車上運動員及び手話通訳者の届出

届出	<p>候補者は、立候補の届出をした日から選挙期日の前日までの間に選挙運動のために使用する事務員及び選挙運動用自動車の車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）及び専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）に報酬を支給することができます。</p> <p>この場合には、あらかじめ届出書（報酬を支給する者の届出〔記載例24〕）に所要の事項を記入して、上田市選挙管理委員会に届け出なければなりません。</p> <p>なお、届出書に必要事項を記載するときは、「使用する期間」欄に「何月何日から何月何日まで」と具体的に記載します。また、既に届け出た者につき、その使用する期間中にその者に代えて異なる者を届け出る場合には、届出にかかる者の氏名等を記載した部分の備考欄に「何月何日に届け出た何某と何月何日から交代」と記載してください。</p>
実費弁償及び報酬の額	<p>支給できる実費弁償及び報酬の額は、次ページの表に掲げる額の範囲内です。</p> <p>なお、実費弁償はあくまでも実費として支出がなされたものに対して弁償されるものです。したがって、700円の食事をした選挙運動に従事する者に対して1,000円（限度額）を実費弁償として支給することはできません。</p> <p>また、報酬の基本日額とは、8時間の労働に対して支給するもので、これを超える場合には、超過勤務手当を支給することができます。</p>
報酬を支給	<p>候補者1人について、1日につき次の員数を超えない範囲で報酬を支給することができます。</p> <p>なお、期間を通じて（ ）内の人員まで、異なる者を届け出て、報酬を支給することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市長選挙 1日の員数 12人以内（期間を通じて報酬を支給できる員数 60人）</li><li>2 市議会議員一般選挙 1日の員数 9人以内（期間を通じて報酬を支給できる員数 45人）</li></ol>

## 支給できる実費弁償及び報酬の範囲

区 分	選挙運動に従事する者				(注3) 選挙運動のために使用する 労務者 (1人当たり)	
	一般の選挙運動員	(注1) 選挙運動のために使用する事務員	(注2) 専ら車上における選挙運動のために使用する者	専ら手話通訳のために使用する者		
実費弁償の額	鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額				
	車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額				
	宿泊料	1夜につき12,000円（食事料2食分を含む。）				1夜につき10,000円（食事料を含みません。）
	弁当料	1食につき1,000円（1日につき3,000円）				支給できません。
	茶菓料	1日につき500円				支給できません。
報酬の額	報酬を支給することはできません。	1人1日につき10,000円以内	1人1日につき15,000円以内	1人1日につき15,000円以内	基本日額10,000円以内 超過勤務手当1日につき基本日額の5割以内	
備考	—	候補者1人についての1日当たりの報酬を支給することができる者の人数 1 市長選挙 12人以内 2 市議会議員一般選挙 9人以内 なお、期間（告示日～投票日前日）を通じて、市長選挙は60人まで、市議会議員一般選挙は45人まで異なる者を届け出て報酬を支給することができます。			基本日額とは日当の意味であり、10,000円というのは、8時間の労働に対して支給するものです。	

(注1) 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者をいい、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。また、親族等の特別な信頼関係から選挙運動に関する事務に従事するものも含まれません。

(注2) 「専ら車内における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車内において連呼行為等を行うことを本務として雇用された者をいいます。

(注3) 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行われる単純な機械的労務（例えば、ポスターはり、葉書のあて名書き及び発送、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者をいいます。

〔記載例24〕  
 (公選施行規則)  
 第32号様式の2)

## 届 出 書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

平成26年3月23日

上田市議会議員一般選挙候補者 上田太郎 上田

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠男

### 記

氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する期間	備 考
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	21	女	事務員	平成26年3月23日 ~平成26年3月29日	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	23	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	30	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	32	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	35	男	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	48	男	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	53	女	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	55	男	事務員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	42	女	車上運動員	〃	
〇〇 〇〇	上田市 〇〇	23	女	車上運動員	〃	

市長選挙は60人まで  
 市議会議員一般選挙は  
 45人まで

- 備考 1 「使用する者の別」欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届ける場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

### 3 選挙運動費用の法定制限額

選挙運動の  
費用

公職選挙法は、選挙のために使うことができる費用の最高額（法定制限額）を定め、その範囲内でなければ、選挙運動の費用が支出できないものとしています。

法定制限額を超えて支出しますと、出納責任者は処罰され、連座制により、候補者の当選も無効となります。

法定制限額

選挙運動に関する選挙運動費用の最高額は、次のとおり計算して、上田市選挙管理委員会が告示します。

#### 1 市長選挙

当該選挙区の有権者数に応じて算出する人数割額（81円）と、有権者数に関係なく定められた固定額（310万円）を合算した額で計算されます。

計算式

法定制限額＝告示日における選挙人名簿登録者総数×人数割額(81円)＋固定額(310万円)

#### 2 市議会議員一般選挙

当該選挙区の有権者数に応じて算出する人数割額（501円）と、有権者数に関係なく定められた固定額（220万円）を合算した額で計算されます。

法定制限額＝ $\frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員定数 (30人)}} \times \text{人数割額 (501円)} + \text{固定額 (220万円)}$

### 第 3 選 挙 公 営



## 1 ポスター掲示場

ポスターの 掲 示	選挙運動用ポスターは、上田市選挙ポスター掲示場条例により上田市選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に、1箇所について1枚を掲示することができます。 その他の場所には一切選挙運動用ポスターを掲示することができません。
ポスター掲 示場の数	ポスター掲示場は、市長選挙及び市議会議員一般選挙について、それぞれ市内に633箇所設置します。 設置場所一覧表は、立候補届出書類等事前審査の際にお渡しします。
掲示できる ポスター	候補者は、立候補届が受理されてから選挙の期日（投票日）までの間、次の選挙運動用ポスターを1枚直接掲示することができます。 規 格…タブロイド版（長さ42センチメートル、幅30センチメートル以内） 法定記載事項…選挙運動用ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（法人であるときはその所在地と法人名）が記載されていなければなりません。
事前審査	規格等の審査のため、選挙運動用ポスターの見本（ポスターの種類ごとに各1枚）を立候補届出書類等事前審査の際に上田市選挙管理委員会に提出してください。
掲示箇所	ポスター掲示場には、一辺45センチメートルの正方形の区画が設けてあります。区画の中には、算用数字で、左端上段から下段に向かって順次一連番号が記載されています。 掲示場にポスターを掲示する場合には、その候補者の立候補の届出順位の番号と同一番号の区画に掲示してください。例えば、立候補の届出順位が3番の候補者は、ポスター掲示場の「3」と表示してある区画に掲示します。 ポスターの掲示は候補者が行います。風雨等によって容易にはがれることがないように、両面テープ・糊等でしっかりはってください。 なお、ポスターが汚損した場合等の処置も候補者が行うこととなりますが、投票日当日は新たにポスターをはることはできません。
そ の 他	ポスターの作成費用を一定の限度内で、上田市が負担する制度があります。 負担額、手続等については、「第4 選挙運動費用の公営」の項を参照してください。

## 2 選挙公報

発行	上田市選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見等を記載した選挙公報を1回発行します。
申請期限	選挙公報掲載文の申請期限は、選挙の期日の告示日（平成26年3月23日）の午後5時ですが、発行事務手続の円滑と適正を期するために、立候補届出書類等事前審査の際に提出してください。
申請書類	申請に当たり、提出していただく書類は次のとおりです。 (1) 選挙公報掲載申請書 1部 [記載例25] (2) 選挙公報掲載文 1部 (3) 候補者の写真 2葉 (1葉は原稿用紙に貼付のこと) (候補者の上半身を写した白黒写真で、縦4センチメートル、横3センチメートル)
原稿の作成	選挙公報は、候補者から提出された掲載文原稿をそのまま写真印刷しますので、次のことに注意して原稿を作成してください。 (1) 選挙公報掲載文は、必ず上田市選挙管理委員会が交付した選挙公報原稿用紙(原寸大)で作成してください。 (2) 活字、ペン、毛筆等を用いて、黒色の色素により印刷又は記載してください。 (3) 氏名欄の候補者の氏名又は通称は縦書としてください。 (4) 掲載文は、通常使用する文字、符号、図並びにイラストレーション及びこれらの類をもって記載し、写真を使用することはできません。 原稿用紙の青色罫線は、記載文を記する際の便宜のために入れたもので、印刷には現れません。 (5) 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、これらの部分に係る面積の合計は、原稿用紙に記載できる面積のおおむね2分の1を超えてはなりません。 (6) 汚損、折目のあるものは、そのまま印刷されますから、注意してください。 (7) 掲載文は、他の用紙に記載又は印刷したものを、原稿用紙にはって作成しても差支えありません。
修正及び撤回	いったん提出した掲載文を撤回しようとするときはその旨を、掲載文を修正しようとするときは新たに作成した掲載文を添えて、選挙公報掲載文撤回（修正）申請書により申請してください。 撤回又は修正の期限は、平成26年3月23日（日）午後5時です。この期限を過ぎますと、どんな理由があっても撤回及び修正はできません。

掲 載 順 序

掲載順序は、上田市選挙管理委員会がくじで定めます。くじは次のとおり行います。候補者又はその代理人はくじに立ち会うことができますから、くじの開始時刻前までにその旨を申し出てください。

- (1) 日時 平成26年3月23日（日）午後5時30分
- (2) 場所 旧上田市福祉会館3階選挙管理委員会室

〔記載例25〕  
(公報規程)  
様式第1号

## 選挙公報掲載申請書

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会  
(申請先)

委員長 長谷川 忠男

候補者

氏名 上田 太郎



平成26年3月30日執行の上田市議会議員一般選挙の選挙公報に別紙の掲載文を掲載してください。

1 掲載文 1部

2 写真 2葉

3 連絡場所等

上田市

上田市甲町1丁目2番3号

上田ビル 上田太郎選挙事務所

電話番号

23-5438

## 第 4 選挙運動費用の公営



# 1 選挙運動用通常葉書の郵送料の公費負担

## (1) 候補者用通常葉書使用証明書の提示

- ア 候補者用通常葉書使用証明書を選挙運動期間中に日本郵便株式会社上田郵便局に提示し、かつ、受領書を提出すれば、候補者1人につき市長選挙8,000枚、市議会議員一般選挙2,000枚の選挙用の表示をしてある会社製葉書が無料で交付されます。
- イ 私製葉書を用いる場合には、日本郵便株式会社上田郵便局にこの証明書を提示して、選挙用の表示を受けなければなりません。この場合にも使用することができる枚数は候補者1人につき市長選挙8,000枚、市議会議員一般選挙2,000枚の範囲内に限られています。なお、これらの葉書は、表示を受けることによって無料で郵送できます。

## (2) 選挙運動用通常葉書差出票

- ア 選挙運動用通常葉書を発送するときは、選挙運動用通常葉書差出票を添えて、必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口に差し出さなければなりません。ポストに直接投入することはできません。
- イ 選挙運動用通常葉書を発送できる郵便局は次のとおりです。

日本郵便株式会社上田郵便局
- ウ この選挙運動用通常葉書差出票は、1枚で葉書の差出通数の累計が、200通になるまで使用できます。200通を超えるときは、別の選挙運動用通常葉書差出票を使用してください。
- エ 葉書を2人以上の候補者が共同で使用する場合には、枚数は、各候補者ごとにそれぞれ1枚として計算されます。
- オ 交付又は表示を受けた選挙運動用通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は棄損した場合には、その枚数に限り、別の手持ちの私製葉書又は会社製葉書を使用することができます。この場合は、書き損じた（又は棄損した）葉書と引き換えに、選挙用の表示を受けなければなりません。なお、無料葉書の再交付はできません。

引き換えられた葉書は、上田郵便局で選挙運動期間中保管されます。
- カ 選挙運動用通常葉書の配達選挙当日にはできませんから、遅くとも投票日の前日までに選挙人へ届くように十分余裕をもって差出してください。
- キ 選挙運動用通常葉書を郵便によらず、選挙人に路上で手渡したり、児童等を使って配布すると違反になります。
- ク 選挙運動用通常葉書に関する詳細は、日本郵便局株式会社上田郵便局（上田市中心西2-2-2・☎23-2276）へお問い合わせください。

## 2 選挙運動用自動車の使用に要する費用の公費負担

### (1) 公費負担の手続

選挙運動用自動車の使用に関する費用は、当該候補者に係る供託物が上田市に帰属することとならない場合に関し、条例で定められた限度の範囲内で、上田市が各契約事業者等に直接支払います。（一定限度額を超える経費は、候補者の自己負担となります。）

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙運動用自動車の使用の契約届出書〔記載例26〕を上田市選挙管理委員会に提出してください。

選挙運動用自動車の使用の契約には、次の場合がありますから候補者において選択してください。

(ア) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー方式契約）

ハイヤー、タクシー等自動車、燃料及び運転手を一括借り切る契約の場合

(イ) (ア)以外の契約（個別方式契約）

自動車の借上げ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ個別に契約する場合。ただし、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限ります。

いずれも各契約ごとに届出をしてください。

イ 当該契約に関する書面の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必要はありません。契約の内容（契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等）及び候補者の申込みの意思と業者等の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。

契約書の書式に定めはありませんから、任意の書式で作成してください。契約の見本として請書〔記載例33～35〕を添付しましたから、参考にしてください。

ウ ハイヤー等の借上げ、又は自動車の借上、燃料の供給、運転手の雇用が終了したときは、候補者は有償契約を締結した事業者等に選挙運動用自動車使用証明書を提出してください。

選挙運動用自動車使用証明書は、契約内容に応じて自動車（その1〔記載例28〕）、燃料（その2〔記載例29〕）、運転手（その3〔記載例30〕）の3種類あります。ハイヤー方式の場合には自動車（その1〔記載例28〕）のみを使用します。

### (2) 公費負担の限度額

ア ハイヤー方式契約

1日当たり使用料（64,500円限度）×使用日数（7日間限度）

最高 451,500円

同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限ります。

※無投票の場合は、1日（告示日）分が公費負担の対象になります。

## イ 個別方式契約

次の(ア)、(イ)及び(ウ)により算出された金額の合計

### (ア) 自動車の借入れ（レンタル方式）

1日当たり使用料（15,300円限度）×使用日数（7日間限度）

最高 107,100円

同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限ります。

### (イ) 燃料の供給

購入金額（7,350円×7日間＝51,450円限度）

最高 51,450円

この場合は、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金のみが対象となりますから、選挙運動用自動車燃料代確認申請書〔記載例27〕を上田市選挙管理委員会に提出してください。確認後選挙運動用自動車燃料代確認書を交付しますから、この確認書を直ちに燃料供給業者に提出してください。

### (ウ) 運転手の雇用

1日当たり報酬額（12,500円限度）×雇用日数（7日間限度）

最高 87,500円

同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限ります。

### (エ) 限度額合計 246,050円

※無投票の場合には、自動車、運転手については1日（告示日）分が、燃料については当該契約に基づき供給された燃料の代金（7,350円限度）が公費負担の対象になります。

## (3) 公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、それぞれの事業者等に直接支払います。

事業者等が請求する場合には、請求書（上田市長あて）〔記載例31・32〕に選挙運動用自動車使用証明書（燃料供給業者にあつては当該証明書のほかに自動車燃料確認書）を添えて、上田市選挙管理委員会に提出してください。

〔記載例26〕  
 (公 営 規 程)  
 (様 式 第 1 号)  
 その 1

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

平成 2 6 年 3 月 2 3 日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠男

平成 2 6 年 3 月 3 0 日 執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎

上田

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

### 記

#### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
平成26年 月 日				

#### 2 1に掲げる場合以外の場合

区 分	項 目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
				借入期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ		平成26年 3月12日	日本自動車(株) 上田市〇〇1丁目1番1号 日 本 一 郎	平成26年3月23日 から 平成26年3月29日	108,150円	1日 15,450円
運転手の雇用		平成26年 3月12日	日 本 次 男 上田市〇〇1番地	平成26年3月23日 から 平成26年3月29日	63,000円	1日 9,000円
燃料代		平成26年 3月12日	日本油売(株) 上田市〇〇2丁目2番2号 日 本 梅 子	長野55あ1111	75,000円	1ℓ 150円

備考

自動車登録番号を記載する。

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

[記載例27]  
(公 営 規 程)  
様式第2号  
その1

## 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会

(申請先)

委員長 長谷川 忠男

平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上田 太郎 (上田)

下記の自動車燃料代につき、上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

### 記

- 1 契約年月日 平成26年3月12日
- 2 契約の相手方
  - (1) 氏名又は名称 日本油売(株)
  - (2) 住 所 上田市〇〇2丁目2番2号
  - (3) 代表者の氏名(法人の場合) 日 本 梅 子
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 長野55あ1111
- 4 確認申請金額 51,450 円

限度額は、51,450円となる。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0円	0円
今回の購入金額(b)	75,000円	51,450円
燃料代計(a)+(b)	75,000円	51,450円
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から上田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数は、無投票となった場合は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日まで、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数です。

## 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

平成26年3月31日

平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上田太郎

上田

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等	氏名又は名称	日本自動車(株)	
	住所	上田市〇〇1丁目1番1号	
	代表者の氏名 (法人の場合)	日本一郎	
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用 長野55あ1111	平成26年3月23日から 3月29日まで	108,150円	1日 15,450円

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が上田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	15,300円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上田市に支払を請求することができません。

## 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

平成26年3月31日

平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎



### 記

燃料供給業者	氏名又は名称	日本油売(株)		
	住 所	上田市〇〇2丁目2番2号		
	代表者の氏名 (法人の場合)	日本梅子		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
平成26年3月23日	長野55あ1111	20ℓ	3,000円	1ℓ 150円
3月24日	長野55あ1111	30ℓ	4,500円	
3月25日	長野55あ1111	20ℓ	3,000円	
3月26日	長野55あ1111	20ℓ	3,000円	
3月27日	長野55あ1111	20ℓ	3,000円	
3月28日	長野55あ1111	20ℓ	3,000円	
3月29日	長野55あ1111	30ℓ	4,500円	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が上田市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

## 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

平成 26 年 3 月 31 日

平成 26 年 3 月 30 日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎 (上田)

### 記

運 転 手	住 所	上 田 市 ○ ○ 1 番 地	
	氏 名	日 本 次 男	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
平成 26 年 3 月 23 日		9,000 円	各日とも 1台
3 月 24 日		9,000 円	
3 月 25 日		9,000 円	
3 月 26 日		9,000 円	
3 月 27 日		9,000 円	
3 月 28 日		9,000 円	
3 月 29 日		9,000 円	

### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が上田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、上田市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、上田市に支払の請求をすることはできません。

〔記載例31〕  
 (公 営 規 程)  
 様 式 第 6 号 (第 6 条 関 係)  
 その 1

# 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

平成 26 年 4 月 2 日

(請求先) 上 田 市 長

氏 名 又 は 名 称 日本自動車(株) (日本)  
 住 所 上田市〇〇1丁目1番1号  
 代表者の氏名(法人の場合) 日 本 一 郎 (日本)

上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

- 1 請求金額 107,100 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 平成 26 年 3 月 30 日 執行 上田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 上 田 太 郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

基準限度額の範囲内

金 融 機 関 名	〇 〇	本 ・ 支 店 名	〇 〇
金融機関コード	〇 〇	支 店 コード	〇 〇
預 金 種 別	〇 〇	口 座 番 号	〇 〇
ふ り が な	にほんじどうしゃ かぶ		
口 座 名	日 本 自 動 車 (株)		

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、上田市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

〔記載例32〕  
 (公 営 規 程)  
 様式第 6 号  
 その 1  
 (別紙) その 2

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
平成26年3月23日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
3月24日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
3月25日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
3月26日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
3月27日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
3月28日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
3月29日	15,450円×1台= 15,450円	15,300円×1台=15,300円	15,300円	
計			107,100円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。

## (2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
平成26年3月23日	長野55あ1111	150円×20ℓ＝ 3,000円	/	/	
3月24日	長野55あ1111	150円×30ℓ＝ 4,500円			
3月25日	長野55あ1111	150円×20ℓ＝ 3,000円			
3月26日	長野55あ1111	150円×20ℓ＝ 3,000円			
3月27日	長野55あ1111	150円×20ℓ＝ 3,000円			
3月28日	長野55あ1111	150円×20ℓ＝ 3,000円			
3月29日	長野55あ1111	150円×30ℓ＝ 4,500円			
計		24,000円			

## 備考

- 1 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「ア」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
平成26年3月23日	9,000円	12,500円	9,000円	
3月24日	9,000円	12,500円	9,000円	
3月25日	9,000円	12,500円	9,000円	
3月26日	9,000円	12,500円	9,000円	
3月27日	9,000円	12,500円	9,000円	
3月28日	9,000円	12,500円	9,000円	
3月29日	9,000円	12,500円	9,000円	
			63,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ないほうの額を記載してください。

収  
入  
印  
紙

# 請 書

平成26年3月12日

上 田 太 郎 様

氏名又は名称 日本自動車(株) (日本)  
住 所 上田市〇〇1丁目1番1号  
代表者の氏名 日 本 一 郎 (日本)  
(法人の場合)

下記の契約を相違なく履行します。

## 記

### 1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用自動車賃貸借

車 種	数 量	摘 要
小型乗用車	1 台	登録番号 長野55あ1111

2 契約期間 平成26年3月23日から平成26年3月29日まで(7日)

3 契約金額 金 108,150 円 (うち消費税額 5,150 円)

[記載例34]

収  
入  
印  
紙

# 請 書

平成26年3月12日

上 田 太 郎 様

氏名又は名称 日本油売(株) (日本)  
住 所 上田市〇〇2丁目2番2号  
代表者の氏名 日本梅子 (日本)  
(法人の場合)

下記の契約を相違なく履行します。

## 記

### 1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用自動車燃料の供給

品 名	単 価	数 量	摘要 (供給車両登録番号)
無鉛ガソリン	1ℓ当り150円	500ℓ	長野55あ1111

2 契約期間 平成26年3月23日から平成26年3月29日まで(7日)

3 供給場所 原則としてスタンド渡しとする。

4 契約金額 金 75,000円 (うち消費税額 3,571円)

[記載例35]

収  
入  
印  
紙

# 請 書

平成26年3月12日

上 田 太 郎 様

氏名又は名称 日 本 次 男 (日本)  
住 所 上 田 市 〇 〇 1 番 地  
代表者の氏名 (印)  
(法人の場合)

下記の契約を相違なく履行します。

## 記

1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用自動車運転業務

2 契約期間 平成26年3月23日から平成26年3月29日まで(7日)

3 契約金額 金 63,000 円

### 3 選挙運動用ポスター作成費の公費負担

#### (1) 公費負担の手続

選挙運動用ポスターの作成費は、当該候補者に係る供託物が上田市に帰属することとならない場合に限り、条例で定められた限度の範囲内で、上田市が各契約業者等に直接支払います。

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添えて、選挙運動用ポスター作成契約届出書（記載例36）を上田市選挙管理委員会に提出してください。

イ 当該契約に関する書面の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必要はありません。契約の内容（契約数量、契約単価、契約金額等）及び候補者の申込みの意思と業者の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。契約書の書式に定めはありませんので、任意の書式で作成してください。

なお契約書の見本（請書〔記載例41〕）を添付しましたので、参考にしてください。

ウ 候補者はポスターの作成が終了したときには、選挙運動用ポスター作成証明書（記載例38）を有償契約を締結したポスター作成業者に提出してください。

#### (2) 公費負担の限度額

公費負担の限度額は、候補者1人について、次の算式で得られた選挙運動用ポスターの1枚あたりの作成単価に上田市選挙管理委員会が確認した当該選挙用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額です。

$$\frac{339,240円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数}633 - 500)}{\text{ポスター掲示場数}633} = \text{単価}542円$$

（1円未満の端数は1円とする）

$$\text{単価}542円 \times \text{確認された作成枚数}633 = \text{限度額} \quad 343,086円$$

#### (3) 作成枚数の確認

上田市選挙管理委員会の確認を受けるには、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（記載例37）を提出してください。

確認後選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付しますから、この確認書を直ちにポスター作成業者に提出してください。

なお、ポスターの作成業者が複数の場合には、作成業者ごとに別々に提出してください。

#### (4) 公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である業者等から提出された請求書（選挙運動用ポスター作成）（記載例39・40）に基づき、業者に直接支払います。

請求する場合には、請求書（上田市長あて）に選挙運動用ポスター作成証明書（記載例38）及

び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて、上田市選挙管理委員会に提出してください。  
請求額は、作成単価542円に、確認書の確認枚数を乗じて得た金額となります。

[記載例36]

(公 営 規 程)  
(様 式 第 1 号)

その2

## 選挙運動用ポスター作成契約届出書

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会

(届出先)

委員長 長谷川 忠男

平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎 (上田)

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

### 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
平成26年 3月12日	日本印刷(株) 上田市〇〇2番地 日 本 桜 子	700枚	385,000円	1枚 550円

### 備考

この届出書には、契約書の写しを添付してください。

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会

(申請先)

委員長 長谷川 忠男

平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎 (上田)

下記のポスター作成枚数につき、上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

### 記

1 契約年月日 平成26年3月12日

2 契約の相手方

(1) 氏名又は名称 日本印刷(株)

(2) 住 所 上田市〇〇2番地

(3) 代表者の氏名(法人の場合) 日本桜子

3 確認申請枚数 633 枚

作成枚数がポスター掲示場数以上の場合はポスター掲示場数とする。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	700 枚	633 枚
枚 数 計(a)+(b)	700 枚	633 枚
備 考		

### 備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から上田市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

[記載例38]

(公 営 規 程)  
(様式第5号) (第5条関係)

## 選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

平成26年3月31日

平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙

候補者氏名 上 田 太 郎

上田

### 記

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏名又は名称	日本印刷(株)
	住 所	上田市〇〇2番地
	代表者の氏名 (法人の場合)	日本桜子
作 成 枚 数	700 枚	
作 成 金 額	385,000 円	
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	633	

### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が上田市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

区 分	金 額	備 考
ポスター掲示場数が500以下の場合	$\frac{84,000\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$	1円未満の端数は1円とする。
ポスター掲示場数が500を超える場合	$\frac{339,240\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$	

単価×確認された作成枚数=限度額

[記載例39]

(公営規程)  
(様式第6号)

その2

# 請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

平成26年4月2日

(請求先) 上 田 市 長

氏 名 又 は 名 称	日 本 印 刷 (株)	Ⓧ日本
住 所	上 田 市 〇 〇 2 番 地	
代表者の氏名(法人の場合)	日 本 桜 子	Ⓧ日本

上田市議会議員及び上田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

- 1 請求金額 343,086 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 平成26年3月30日執行上田市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 上 田 太 郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇	本・支店名	〇〇
金融機関コード	〇〇	支店コード	〇〇
預金種別	〇〇	口座番号	〇〇
ふりがな	にほんいんさつ かぶ		
口座名	日 本 印 刷 (株)		

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、上田市に支払を請求することはできません。

[記載例40]

(別紙)

## 請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域）における ポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
6 3 3	550	700	385,000	542	633	343,086	542	633	343,086	

### 備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ないほうの額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ないほうの枚数を記載してください。

[記載例41]

収  
入  
印  
紙

# 請 書

平成26年3月12日

上 田 太 郎 様

氏名又は名称 日本印刷(株)

Ⓧ日本

住 所 上田市〇〇2番地

代表者の氏名  
(法人の場合)

日本桜子

Ⓧ日本

下記の契約を相違なく履行します。

## 記

1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用ポスター作成業務

作成枚数 700枚

仕様 4色カラー刷 42cm×30cm

2 契約金額 金 385,000円 (うち消費税額 18,333円)

3 納 期 平成26年3月22日

## 4 選挙運動用ビラ作成費の公費負担（市長選挙のみ）

### (1) 公費負担の手続

選挙運動用ビラの作成費は、当該候補者に係る供託物が上田市に帰属することとならない場合  
に限り、条例で定められた限度の範囲内で、上田市が各契約業者等に直接支払います。

ア この制度の適用を受けようとする候補者は、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、  
直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に  
関する書面の写しを添えて、選挙運動用ビラ作成契約届出書（記載例42）を上田市選挙管理委  
員会に提出してください。

イ 当該契約に関する書面の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必  
要はありません。契約の内容（契約数量、契約単価、契約金額等）及び候補者の申込みの意思  
と業者の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。契約書の書式に定めはあり  
ませんから、任意の書面で作成してください。

なお、契約書の見本（請書〔記載例47〕）を添付しましたから、参考にしてください。

ウ 候補者はビラの作成が終了したときには、選挙運動用ビラ作成証明書（記載例44）を有償契  
約を締結したビラ作成業者に提出してください。

### (2) 公費負担の限度額

公費負担の限度額は、候補者1人について、次のとおりです。

作成単価 × 作成枚数

作成単価及び作成枚数には、それぞれ次のとおり限度があります。

ア 作成単価の限度額 7円30銭

イ 公費負担限度枚数 16,000枚

### (3) 作成枚数の確認

上田市選挙管理委員会の確認を受けるには、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（記載例43）  
を提出してください。

なお、選挙運動用ビラの作成業者が複数の場合には、作成業者ごとに別々に提出してください。  
申請のあった選挙運動用ビラの作成枚数が公費負担限度枚数の範囲内であるときは、選挙運動用  
ビラ作成枚数確認書を交付しますから、この確認書を直ちにビラ作成業者に提出してください。

### (4) 公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である業者等から提出された請求書（選挙運動用ビラ作成）（記載  
例45・46）に基づき、業者に直接支払います。

請求する場合には、請求書（上田市長あて）に選挙運動用ビラ作成証明書（記載例44）及び選  
挙運動用ビラ作成枚数確認書を添えて、上田市選挙管理委員会に提出してください。

## 選挙運動用ビラ作成契約届出書

平成26年3月23日

上田市選挙管理委員会  
(届出先)  
委員長 長谷川 忠男

平成26年3月30日執行上田市長選挙

候補者氏名 上田次郎



下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

### 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価	
平成26年 3月12日	日本印刷(株) 上田市〇〇2番地 日本桜子	16,000枚	113,600円	7.1円	

### 備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 届け出る選挙運動用ビラは、2種類以内です。
- 3 選挙運動用ビラが2種類ある場合には、2種類とも提出してください。

[記載例43]

(公 営 規 程)  
(様 式 第 2 号) (第 3 条 関 係)

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

平成 2 6 年 3 月 2 3 日

上田市選挙管理委員会

(申請先)

委員長 長谷川 忠男

平成 2 6 年 3 月 3 0 日 執行 上 田 市 長 選 挙

候補者氏名 上 田 次 郎 (上田)

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、上田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第 4 条の規定による確認を受けたいので申請します。

### 記

- 1 契約年月日 平成 2 6 年 3 月 1 2 日
- 2 契約の相手方
  - (1) 氏名又は名称 日 本 印 刷 (株)
  - (2) 住 所 上 田 市 ○ ○ 2 番 地
  - (3) 代表者の氏名(法人の場合) 日 本 桜 子
- 3 確認枚数 1 6 , 0 0 0 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	1 6 , 0 0 0 枚	1 6 , 0 0 0 枚
枚 数 計 (a)+(b)	1 6 , 0 0 0 枚	1 6 , 0 0 0 枚
備 考		

### 備考

- 1 この申請書は、契約業者ごとに別々に候補者から上田市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の契約業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

[記載例44]

(公 営 規 程)  
様式第4号 (第5条関係)

## 選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

平成26年3月31日

平成26年3月30日執行上田市長選挙

候補者氏名 上田次郎

上田

### 記

契約業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称	日本印刷(株)
	住所	上田市〇〇2番地
	代表者の氏名(法人の場合)	日本桜子
作成枚数	16,000	枚
作成金額	113,600	円
備考		

### 備考

- この証明書は作成の実績に基づいて、契約業者ごとに別々に作成し、候補者から契約業者に提出してください。
- 契約業者が上田市に支払を請求するときは、選挙運動用ビラ作成枚数確認書とともに当該証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者が供託物を没収された場合には、契約者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数 16,000枚
  - 限度額 7円30銭(単価)×当該作成枚数=限度額

[記載例45]

(公 営 規 程)  
(様式第5号) (第6条関係)

# 請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

平成26年4月2日

(請求先) 上 田 市 長

氏名又は名称 日本印刷(株)

日本

住 所 上田市〇〇2番地

代表者の氏名 日本桜子  
(法人の場合)

日本

上田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

## 記

- 1 請求金額 113,600 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 平成26年3月30日執行上田市長選挙
- 4 候補者の氏名 上田次郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇	本・支店名	〇〇
金融機関コード	〇〇	支店コード	〇〇
預金種別	〇〇	口座番号	〇〇
ふりがな	にほんいんさつ かぶ		
口座名	日本印刷(株)		

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、契約業者は、上田市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

[記載例46]

(別紙)

## 請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単 価 A	枚 数 B	金 額 C(A×B)	単 価 D	枚 数 E	金 額 F(D×E)	単 価 G	枚 数 H	金 額 I(G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
7.1	16,000	113,600	7.3	16,000	116,800	7.1	16,000	113,600

### 備考

- 1 E欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

[記載例47]

収  
入  
印  
紙

# 請 書

平成26年3月12日

上 田 次 郎 様

住 所 上田市〇〇2番地

Ⓧ日本

氏名又は名称 日本印刷(株)

代表者の氏名 日本桜子  
(法人の場合)

Ⓧ日本

下記の契約を相違なく履行します。

## 記

1 契約の目的となる給付の内容

選挙運動用ビラ作成業務

作成枚数 16,000 枚

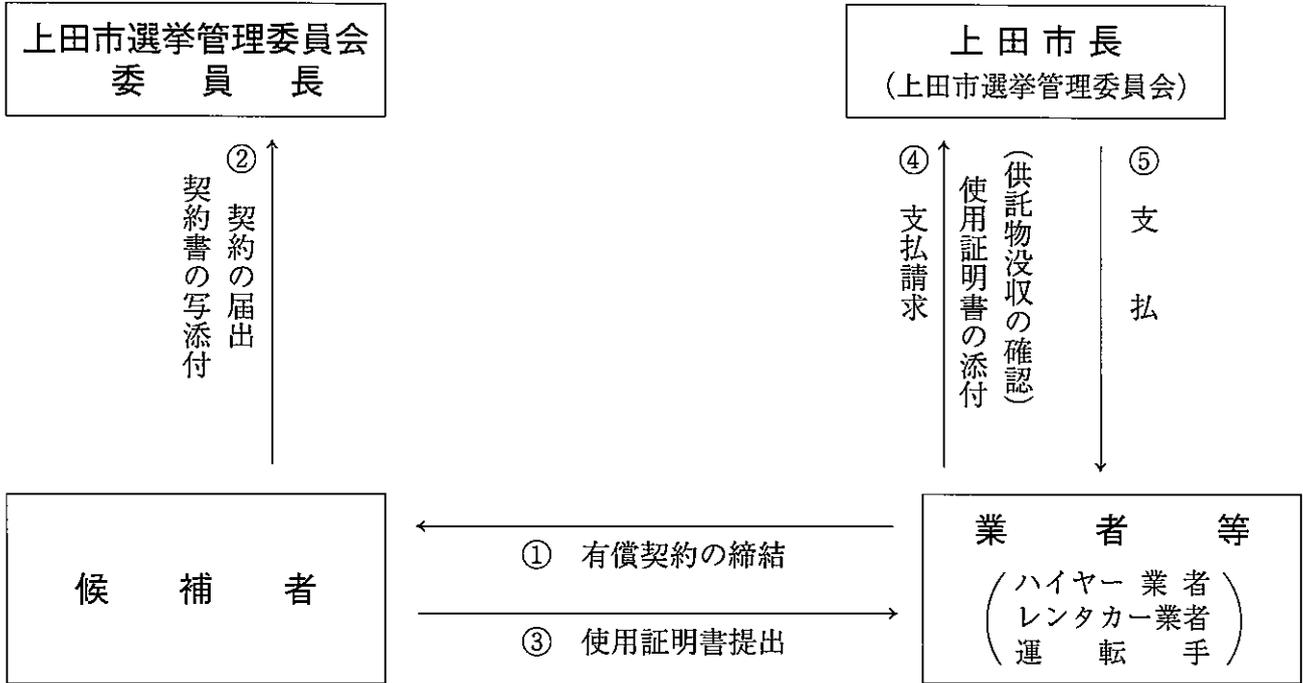
仕様 4色カラー刷 A版(29.7cm×21cm)

2 契約金額 金 113,600 円 (うち消費税額 5,409 円)

3 納 期 平成26年3月22日

# 選挙運動用自動車・選挙運動用ポスター・ 選挙運動用ビラの公費負担手続図解

## 1 選挙運動用自動車（燃料を除く。）



## 2 選挙運動用自動車（燃料）・選挙運動用ポスター・選挙運動用ビラ

